

土砂災害危険箇所の基礎調査を実施します

中村地区、川長地区、河内地区、灘地区で基礎調査を実施します。地区によっては今回のお知らせに先行して調査を実施している場合もございますが、皆様のご協力をお願い致します。



徳島県では、平成13年4月に施行された「土砂災害防止法」に基づき、土砂災害から住民の生命を守るソフト対策の推進を図るため、土砂災害警戒区域等の指定を行っております。

この度、上記地区におきまして、平成25年8月から平成26年2月にかけて土砂災害により被害を受けおそれのある箇所の地形や地質、土地の利用状況等について、土砂災害警戒区域等の指定に必要な基礎調査を実施します。

調査に伴い、名札と腕章を身に付け、身分証明書を携帯した調査員が、がけ（斜面）、溪流、宅地および周辺に立ち入りをさせて頂く事があります。ご理解ご協力の程、よろしくお願い致します。

なお、調査結果については、後日、説明会などによりお知らせする予定です。

問い合わせは

徳島県南部総合県民局（美波）河川・砂防担当（TEL 74-7476）

徳島県県土整備部砂防防災課（TEL 088-621-2540）

国土交通省 地籍整備課からのお知らせ!

平成25年9月まで都市部官民境界基本調査を実施しております。

都市部官民境界基本調査とは、人口集中地区、中心市街地など国として重点的な対応が必要な地区において、基準点の設置や道路付近の地形測量を行うものです。

都市部官民境界基本調査の成果 イメージ図



なお、この調査は、住民の皆様への立会いを求めて官民境界を決めるものではありません。後に、牟岐町が実施予定の地籍調査実施時の立会いをスムーズに行えるようにするための調査です。

測量に従事する者は、腕章を着用し、国土交通省発行の身分証明書も携帯しておりますので、対象地区の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

1. 対象地区 牟岐町大字中村地区、牟岐浦地区、灘地区、川長地区の一部
2. 作業内容 道路等の境界調査及び測量
3. 作業期間 平成25年6月～平成25年9月（予定）
4. お問い合わせ 現場における作業関係等に関すること

・作業機関（測量・調査等の実施者）

株式会社 ビュー設計 技術部測地課 電話 088-665-7360

・現場監督補助機関（国土交通省から現場監督を委託された機関）

社団法人 全国国土調査協会 電話 03-3519-2450

都市部官民境界基本調査に関する一般的なこと

国土交通省 土地・建設産業局 地籍整備課

電話 03-5253-8383（直通）

牟岐町役場へのお問い合わせ

牟岐町役場 建設課 電話 0884-72-3418